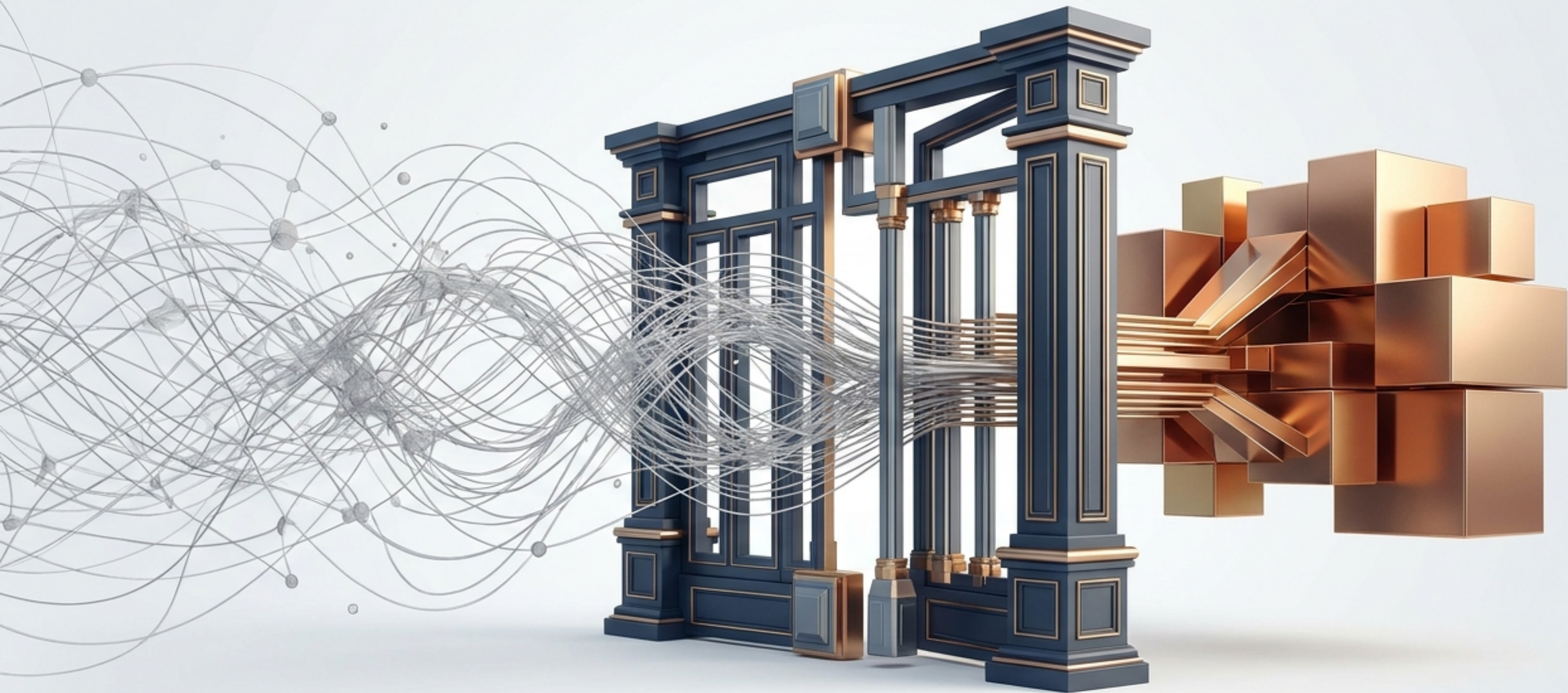
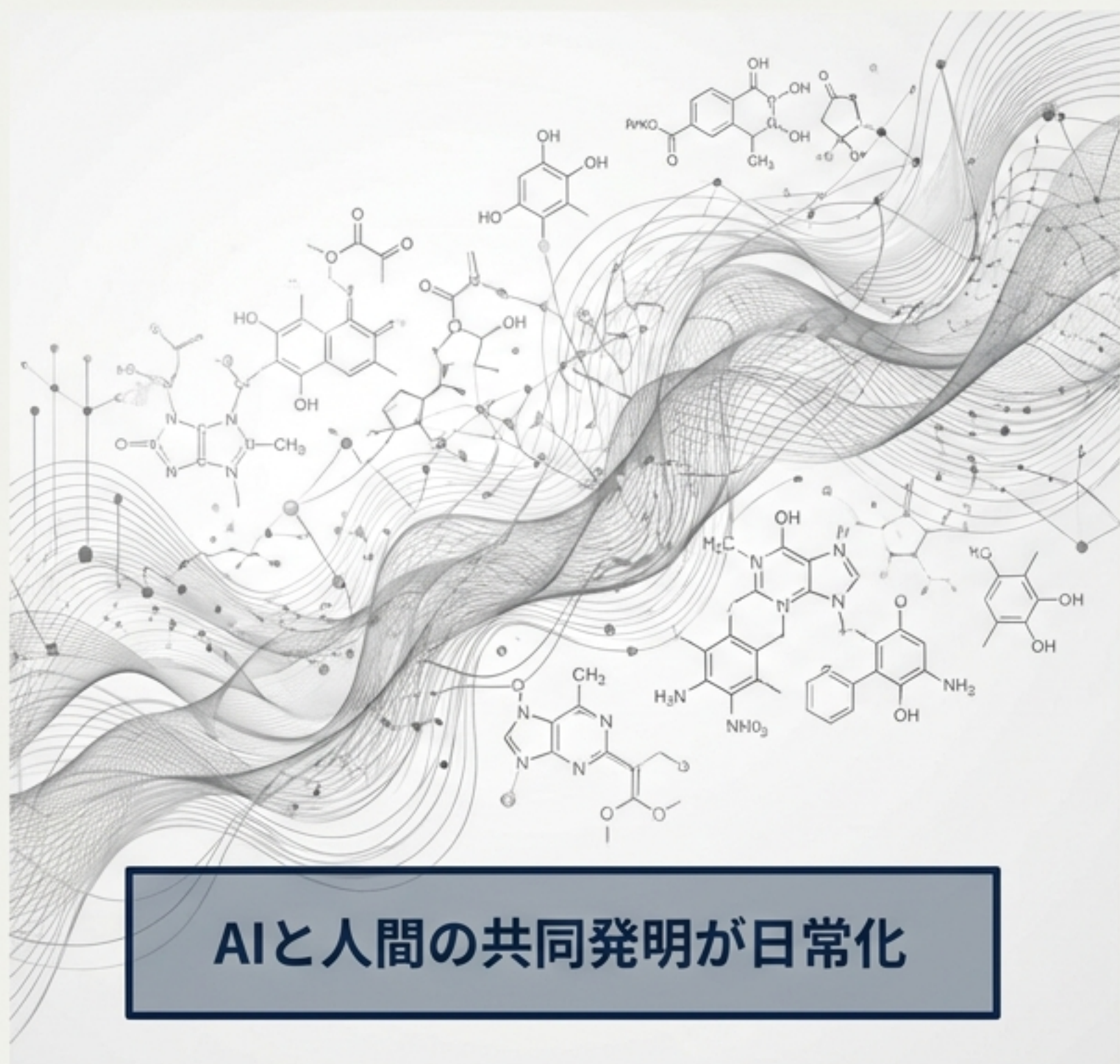


# AI支援発明における「特許無効リスク」の遮断とグローバル知財戦略

The Global Blueprint: AIの出力を強靱な独占排他権に変換する、証拠化と組織管理のベストプラクティス



# 破壊的イノベーションの裏に潜む 「発明者不適格」の罠



# 権利化後に顕在化する「3つの致命的ペナルティ」



# 特許適格性を分かつ「実質的寄与」の境界線



# グローバル主要4法域（IP5）における最新審査基準マトリクス

Comparison Diagnostic Matrix

	US (USPTO)	EPO (欧州)	JP (日本)	CN (中国)
発明者の定義	ツールとしてのAI (24年2月/25年11月改訂)	自然人要件の厳格適用 (DABUS審決 J8/20)	自然法則を利用した人間の創作	AIシステムは民事上の主体になれない (24年12月ガイドライン)
人間の寄与の要件	顕著な寄与 (Significant Contribution) Pannu判決準拠	出願人が全責任を負う	実質的な寄与 (相当な程度の寄与)	発明の実質的特徴に対する創造的な貢献 (Creative Contribution)
特有の開示リスク	発明者宣誓義務と不公正行為	EPC第83条 (十分な開示要件) 学習データの詳細開示要請	審査事例の随時拡充	自然人のみの指定

# AI時代の無効リスクを遮断する「3層の知財管理体制」



AIは「補助ツール」と明文化。  
最終的な課題設定と解決手段の意思決定は  
人間が行うルールの徹底。

「生成AI利用の有無」チェック欄の新設。  
ツール名、目的、プロンプト、人間による検証・  
取捨選択・実験のプロセスの具体的記載を  
義務化。

知財・技術部門によるAI依存度が高い案件  
の抽出。「顕著な寄与」の客観的審査と、  
不足時の追加検証指示。

# R&Dプロセスにおける「証拠化ファネル (Audit Trail)」

The Global Blueprint



# 実践ガイド①：意図の言語化（プロンプト）と論理的推論の記録

## Step 1: プロンプト設計

× 寄与なし（一般的な問いかけ）

「安定性の高いグミの製法を教えて」

vs.

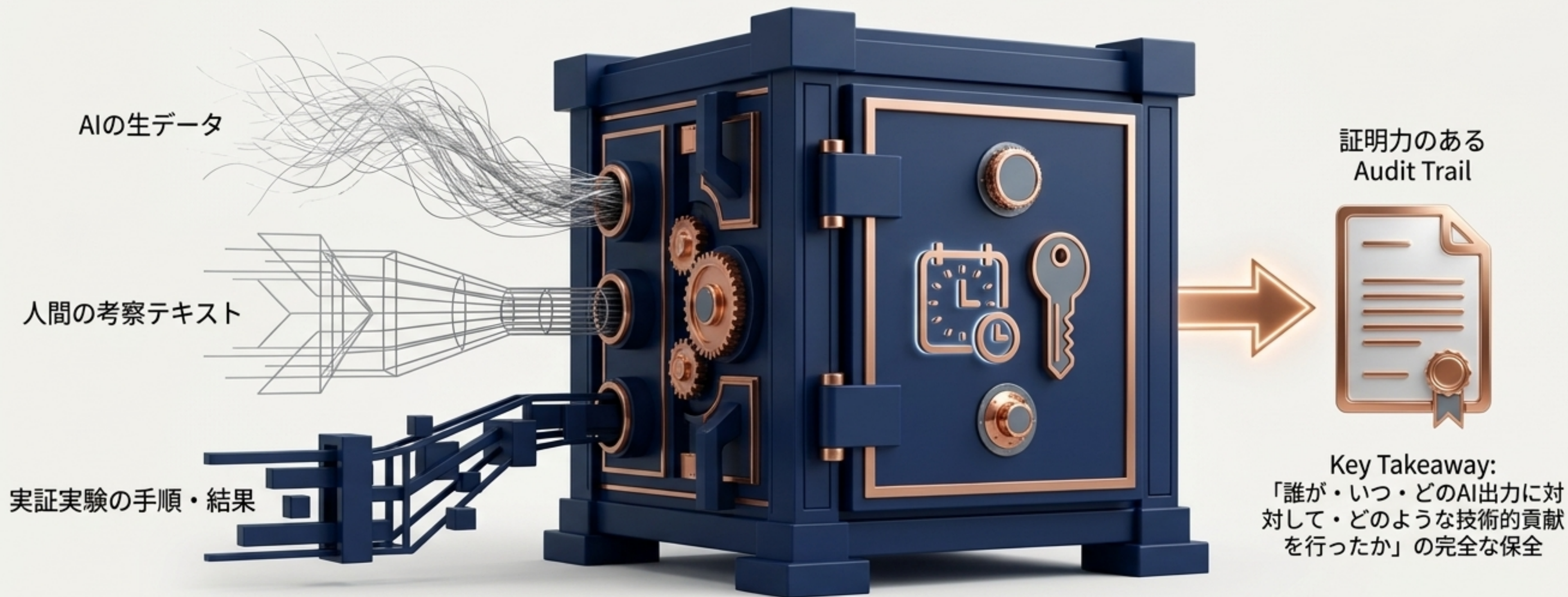
○ 顕著な寄与（意図のログ化）

「特定のビタミン成分における水分含有時の分離問題」を解決するため、パラメーターと制約条件を組み込んだプロンプト。  
※修正履歴（プロンプトエンジニアリング）を完全保存。

## Step 2: 出力結果の検証・選択



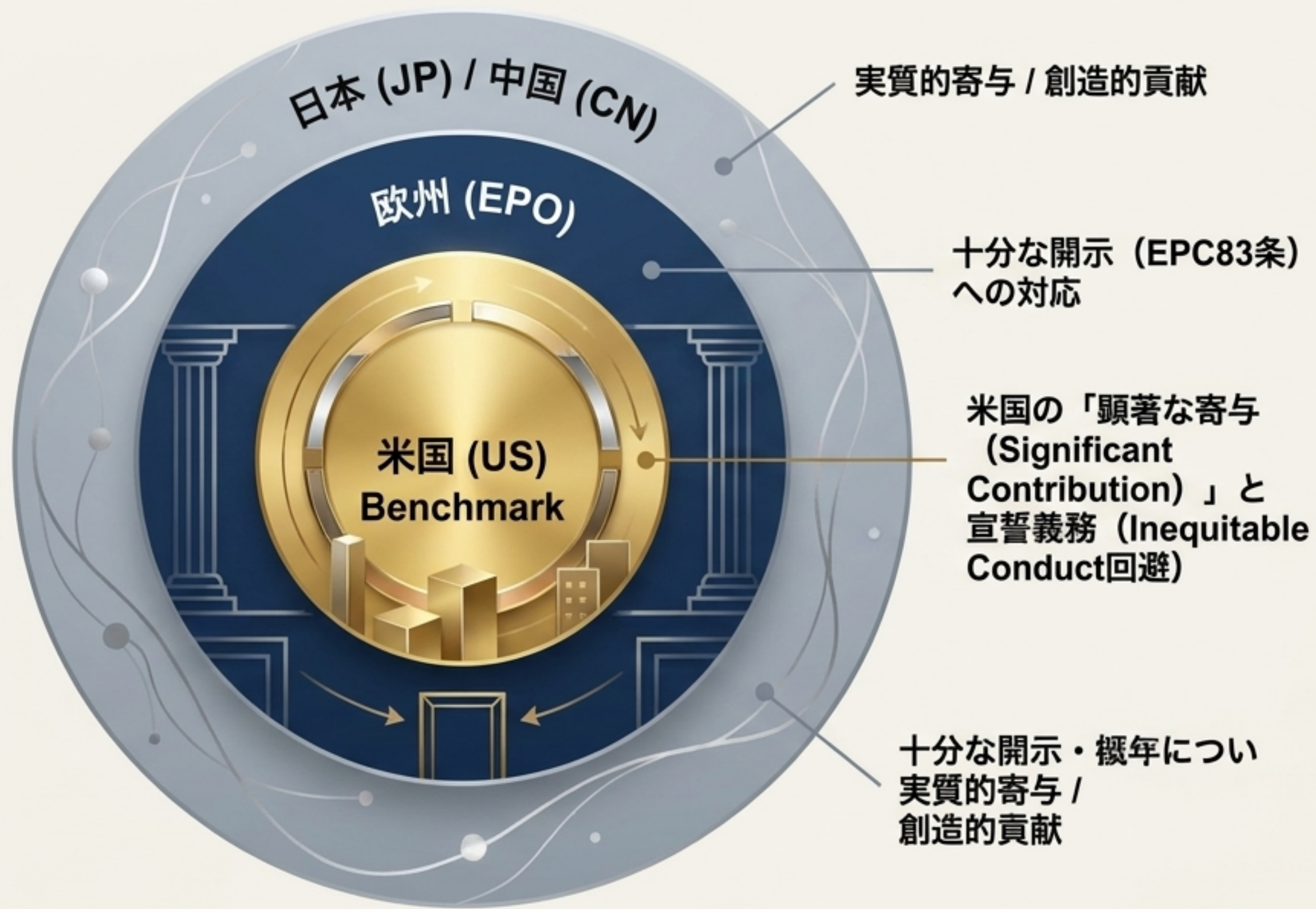
# 実践ガイド②：電子実験ノート（ELN）による「改ざん不可能な具現化」



推奨ツール: OpreX Informatics Manager, BIOVIA Notebook, Signals Notebook, LabArchives

代替手段（スモールスタート）: Box / SharePoint（バージョン管理+タイムスタンプ）+ 電子署名ワークフロー

# 戦略的統合：米国基準を頂点とする「Global Minimum Standard」



## Strategic Insight

### Global Minimum Standard の確立

- 最も要件の厳しい米国基準を中心 (ベンチマーク) に設定し、社内で宣誓・署名プロセスを構築する。
- この頂点の証拠が揃えば、日・欧・中の要件は「自ずと (シームレスに)」全てクリアできる。

# 出願実務：明細書における「発明者の特定」と「技術的裏付け」の切り分け

DO NOT



DO ✓

## 【発明者欄】

- AIシステムの名称は【絶対に記載しない】。
- AI出力を指導・検証・具現化した「自然人」のみを正確に特定。

山田 太郎  
山藤 太子  
佐藤 花子

~~[AI System Name]  
[Model X]  
[Model X]~~

## 【発明の詳細な説明欄】

【技術的裏付け】

【アルゴリズム概要（必要な場合）】

【学習データの特徴（必要な場合）】

IF REQUIRED

- 欧州（EPO）EPC83条への対応
- 発明の効果担保に不可欠な場合に限り、AIのアルゴリズム機能や学習データの特徴を「技術的手法の一部」として詳細に開示。
- R&D部門から知財部への前提データの引き継ぎが必須。

# 結論：AI時代における強靱な知的資産経営（IPROIC）の実現

AIはランドスケープを拡大する強力な武器である。  
しかし、その恩恵を確固たる独占排他権として維持するためには、  
『AIはツールであり、発明の主体は人間である』  
という法的原則の遵守が不可欠である。

証拠化プロセスとGlobal Minimum Standardの導入を通じ、  
無効リスクを完全に排除した知的財産経営へ。